

## 令和 6 年度社会的養護魅力発信等事業実施要綱（案）

### 第 1 事業の目的

本事業は、働く場所として児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生等に向けた広報啓発活動や、各施設等での職場体験等や施設職員の就業継続を支援するなど、人材確保に向けた取組の強化を図ることを目的とする。

### 第 2 事業の実施主体

事業の実施主体は、※※※※（以下「実施団体」という。）とする。なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部について事業を適切に実施できる者に委託することができる。

### 第 3 事業の内容等

実施団体は、以下 1 から 4 までの事業を実施すること。

事業を実施するにあたり、こども家庭庁支援局家庭福祉課（以下「担当課」という。）と協議の上、事前に事業実施計画を作成すること。また、当該計画に基づいて事業を実施する際に、児童養護施設等の職員や児童養護施設等で働くことを目指す学生等、関係者の意見も聴取すること。

なお、事業実施後は、実施した事業の内容や効果等について担当課に速やかに報告すること。

#### 1. 広報啓発事業

児童養護施設等で働くことの魅力や社会的養護の基礎的な知識等について、WEB サイト、インターネット広告、SNS 等を利用し、児童養護施設等で働くことを目指す学生や過去に児童養護施設等の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで社会的養護の分野に触れる機会のなかった方等への広報啓発活動を実施すること。

その際、広く一般に届くような広報啓発活動と、視聴者・読者層を分析してターゲットを絞った広報啓発活動などを効果的に組み合わせて広告が届けられるような広告展開を実施すること。

#### （例）

- LINE 広告など、月間アクティブユーザーが多い広告媒体を活用した広報啓発活動
- YouTube、TVer、Abema、TikTok 等の動画配信サイトの動画広告を活用した広報
- X（旧：Twitter）、Facebook、YouTube、TikTok 等の SNS 等を活用した広報

## 2. 職場体験等の情報提供事業

児童養護施設等で働くことを目指す学生や過去に児童養護施設等の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで社会的養護の分野に触れる機会のなかった方等が情報収集を行いやすいよう、各施設等での職場体験等の機会について、情報提供を行うこと。単に日時や参加方法だけを掲載するのではなく、体験談を掲載するなど職場体験に参加しやすくなるような工夫を行うこと。

(例)

- ・情報提供に併せて、実際に職場体験して就職した職員のインタビューなどを掲載
- ・オンラインで施設見学会を実施
- ・職員が仕事のやりがいなどを説明する座談会を開催

## 3. 施設従事者同士のピアサポート

仕事の悩みを抱える児童養護施設等の職員に対する相談支援の場を設けるため、オンライン等でのピアサポートを実施すること。

(例)

- ・SNS や WEB サイトの機能を活用して悩みを打ち明け、共感しあう場を提供
- ・オンラインイベントを開催し、日々の悩みや苦労を打ち明ける場を提供

## 4. その他

1、2、3 のほか、本事業の目的に沿った効果的な取組があれば、担当課に協議の上、実施すること。

## 第4 経費の負担

国は、実施団体がこの事業のために支出した費用については、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助するものとする。

## 第5 会計

本事業を実施するに当たっては、この事業に関する特別会計を設けること等により、本事業に要する費用について他の事業と区分して明瞭に経理しなければならない。

## 第6 その他特記事項

### 1. 委託の取扱い

- (1) 実施団体が本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、事業の実施に係る企画及び立案並びに進捗管理に関する業務は委託してはならない。
- (2) 実施団体は、秘密保持、知的財産権等に関して、本実施要綱が定める実施団体の責務を委託先業者も負うよう、必要な措置を実施すること。

## 2. 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

なお、事業の一部を委託する場合は、実施団体と同様の責務を委託先事業者も負うよう、委託先との契約において、必要な措置を講ずること。

- (1) 個人情報の取扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。
- (2) 事業の一部を委託した者以外の第三者に提供してはならないこと。
- (3) 個人情報が記された資料を、事業実施以外の目的で複写又は複製しないこと。作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。
- (4) 実施団体は、保有する個人情報にアクセスする権限を有する者について、その利用目的を達成するために必要最小限に限定すること。
- (5) 個人情報漏洩等の事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。

## 3. 著作権の取扱い

こども家庭庁及びその他の第三者は、事業期間中及び事業期間終了後において、本事業の実施過程において得られる全ての成果物を、実施団体の許可を得ることなく使用できるものとする。